



家畜衛生情報

第 153 号 (令和 4 年 5 月)

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所



話題

- 1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策
- 2 飼養衛生管理マニュアルの遵守について
- 3 ヨーネ病の特徴と対策
- 4 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について
- 5 令和 4 年度家畜伝染病予防事業計画
- 6 令和 4 年度移動予定牛等に係るヨーネ病検査日程 (病性検定)
- 7 病性鑑定を依頼する際の留意点
- 8 着任・復帰挨拶
- 9 職員配置図、緊急連絡先



1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策

高病原性鳥インフルエンザ

ロシア、中国、台湾、ベトナムなどではウイルスが常在し、年間を通して発生がみられます。一方、日本、韓国では渡り鳥の時期に関連して発生しています。令和 3 年 10 月から令和 4 年 5 月にかけて、家畜では 12 道県で 25 事例が確認されています(令和 4 年 5 月 16 日現在)。道内では 4～5 月に白老町(採卵鶏)、網走市(エミュー、採卵鶏)、釧路市(エミュー)で 4 事例の発生がありましたが、いずれも農場の防疫措置は完了しました。

今シーズンは、札幌市をはじめ道内各地で多くの野鳥から本病ウイルスが検出されています。渡り鳥が去った後も野生動物の鶏舎内侵入防止や鶏舎周囲の石灰散布を継続して下さい。特にエミュー、ダチョウなどの大型家きんの場合は一般の家きんとは飼育形態が異なるため、特段の警戒が必要となります。

豚熱（CSF）

平成 30 年 9 月以降、豚及びいのしし飼養農場において発生が続いており、令和 4 年 5 月 10 日までに 81 事例が確認されています。発生リスクの高い区域では飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。令和 4 年 5 月 16 日現在、ワクチン接種推奨地域は本州、四国全域と沖縄県です。

アフリカ豚熱（ASF）

国内の発生はこれまでありませんが、アフリカでは常在的に発生がみられ、ロシア、アジア諸国では近年感染が急速に拡大しています。国内侵入の防止のため、警戒を怠ることなく発生予防に努める必要があります。

口蹄疫

平成 22 年 4 月、宮崎県で発生して以来、国内における発生はありませんが、アジアの周辺諸国では断続的に発生が続いており、引き続き警戒が必要です。

発生防止のため飼養衛生管理基準の遵守（特に次の 3 点）を徹底してください。

- ✓ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする人、車両、物品等を介した病原体の侵入防止対策を徹底してください。（飼養管理区域専用の長靴・作業着の着用、石灰の散布、車両消毒など）
- ✓ 衛生管理区域及び畜舎に野生動物を介した病原体の侵入防止対策を徹底してください。（侵入防止ネットの設置、穴が開いていないか点検と修繕など）
- ✓ 農場では日ごろの飼養衛生管理の徹底と早期摘発のため家畜の健康観察に注意をお願いします。異状がある場合は速やかに連絡してください。

2 飼養衛生管理マニュアルの遵守について

飼養衛生管理基準の改正により、飼養衛生管理者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業者や外部事業者に周知、遵守させることが定められました（豚：令和 3 年 4 月施行、その他家畜：令和 4 年 2 月施行）。

飼養衛生管理マニュアルには、農場に出入りする人・物の消毒等の手順が示されています。これは、その農場だけでなく、地域の農場の感染症のまん延を防ぎ、経済損失を防ぐための重要なものです。

関係者の皆様は、地域の防疫を担っていることを意識し、各農場のマニュアルに従って農場に出入りするようお願いいたします。また、皆様が農場に出入りする中で、マニュアル改善のアイデアがございましたら、飼養衛生管理者にご助言をお願いいたします。

3 ヨーネ病の特徴と対策

●管内でヨーネ病の発生が増加しています

管内のヨーネ病の新規発生農場は平成 28 年の 1 戸以降ありませんでしたが、令和 3 年は 3 戸で発生がありました。管外ではヨーネ病が多数発生している地域もあり、管内への侵入、まん延に注意が必要な家畜伝染病です。

●ヨーネ病は、ヨーネ菌の感染によって起きる下痢を主徴とする感染症です

ヨーネ病は、主にヨーネ菌に汚染された糞便や餌等を幼畜が口から取り入れることで感染します。感染畜は、数ヵ月～数年の潜伏期を経て発症（下痢）しますが、この間にもヨーネ菌を排菌し続けます。その後、下痢を繰り返し、削瘦して最後には死亡します。現在、有効なワクチンや治療薬はありません。

●ヨーネ病を放置すると・・・

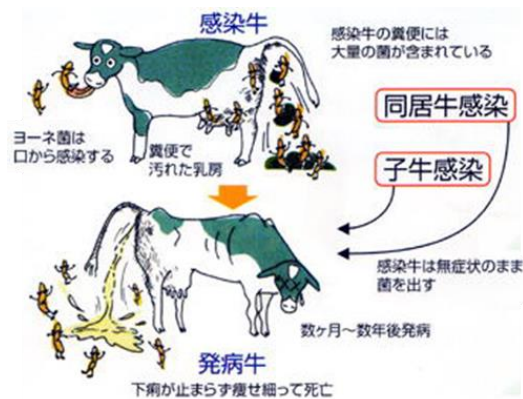
ヨーネ病を放置すると、20～30 年後には農場全体にまん延し、酪農場では産乳量が約 1.6%減少、肉用子牛生産農場では産子数が約 3.8%減少する等、生産性が低下するとの報告もあり、農場全体にまん延する前に対策を講じる必要があります。

●対策の基本は消毒です！！

ヨーネ病は、幼畜の口からヨーネ菌に汚染された糞便や餌等が入ることで感染するため、感染を防ぐには、感染しやすい生後 6 ヶ月以内の哺育・育成畜の衛生管理と日常の畜舎清掃、消毒（特に分娩房）の徹底が重要です。ヨーネ菌によく効く消毒薬は塩素系消毒薬と消石灰で、なかでも、石灰乳の塗布はヨーネ菌以外の病原体にも有効です。

●発生予防とまん延防止には検査・とう汰も重要

感染対策の基本は消毒ですが、発生予防とまん延防止のためには、定期的な検査による感染畜の摘発、とう汰も重要です。家畜保健衛生所では、ヨーネ病の発生予防のため、家畜伝染病予防法に基づき、ヨーネ病の検査を牛では 5 年に 1 回実施しています。検査でヨーネ病患者と診断された場合、当該畜は殺処分となります。また、患畜が発生した農場は、ヨーネ病防疫対策実施要領に基づき、発生予防とまん延防止に必要な対策を実施します。



4 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について

北海道では、家畜を海外から輸入、道外から移入する場合、「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、輸移入家畜による伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、着地検査を実施しています。原則として、輸入家畜は動物検疫所における検疫終了後、農場に到着してから3か月間、移入家畜は農場に到着してから3週間の隔離飼養及び健康観察を行います。この間、異状を認めた場合は精密検査を実施します。

定期的な移入については、あらかじめ次年度の1年間の家畜の導入計画を前年度の3月末までに当所へ提出し、道外から移入する場合は農場に到着する2週間前までに移入家畜導入計画書を提出願います(様式は当所HPに掲載しています)。

豚については、豚熱発生地域及びワクチン接種推奨地域からの導入は当面ひかえていただくことを基本とします。

5 令和4年度家畜伝染病予防事業計画

令和4年度の家畜伝染病予防法(以下、法)第5条に基づく定期検査は次のとおりです。

該当する市町村の飼養者及び関係機関の皆様には、安全かつ円滑な検査へのご協力をお願いします。

対象疾病	対象家畜	検査対象	市町村	予定時期
ヨーネ病	乳用牛	搾乳の用に供する雌牛 (24か月齢以上)	江別市	5月
			当別町	9月
			北広島市	11月
牛海綿状脳症 (BSE)	乳用牛 肉用牛	通常の死亡牛： 96か月齢以上 起立不能牛： 48か月齢以上 特定症状牛：全月齢	管内一円	通年
蜜蜂の腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼の全蜂群	管内一円	6～8月
高(低)病原性 鳥インフルエンザ (強化モニタリング)	家さん	・飼養規模が100羽～ 1,000羽の農場1戸 ・飼養規模が1万羽以上の 農場1戸	北広島市	10月
			当別町	
牛のブルセラ症及び結核 (発生予察のため)	乳用牛 肉用牛	種雄牛※1・輸入牛※2	管内一円	5月、2月

※1 種雄牛のうち当該検査の受検歴がない牛

※2 輸入牛のうち種雄牛及び搾乳牛に限る

6 令和4年度 移動予定牛等に係るヨーネ病検査日程（病性検定）

移動予定牛等のヨーネ病検査は、右記日程のとおり実施しますので、期日までに検体の搬入をお願いします。共進会の衛生条件に含まれるヨーネ病検査もこの日程で実施します。この日程に合わせられない場合には、事前に共進会の開催要領等の衛生条件が記載されたものを送付の上、御相談ください。

検体受付締切日	検査実施予定日	採材期間
令和4年5月13日（金）	5月16日（月）	5月7日～5月13日
6月13日（月）	6月14日（火）	6月7日～6月13日
7月11日（月）	7月12日（火）	7月5日～7月11日
8月15日（月）	8月16日（火）	8月9日～8月15日
9月12日（月）	9月13日（火）	9月6日～9月12日
10月14日（金）	10月17日（月）	10月8日～10月14日
11月14日（月）	11月15日（火）	11月8日～11月14日
12月12日（月）	12月13日（火）	12月6日～12月12日
令和5年1月13日（金）	1月16日（月）	1月7日～1月13日
2月13日（月）	2月14日（火）	2月7日～2月13日
2月24日（金）	2月27日（月）	2月18日～2月24日
3月10日（金）	3月13日（月）	3月4日～3月10日

●留意事項

- ・採血時に生後6か月齢以上であることを必ず確認してください。
- ・検査を依頼するときは、申請書類等を材料と一緒に提出して下さい。
- ・牛の個体識別番号、採血年月日、採材獣医師名を記載したものを同封してください。
- ・病性検定の手数料は、1検体（1頭）4,010円（特殊血清・遺伝子学的検査）です。
- ・申請書に北海道収入証紙を貼付し、遅滞なく提出してください。



7 病性鑑定を依頼する際の留意点

病性検定を依頼する場合は、事前に当所病性鑑定課宛連絡をお願いします。各種材料搬入時間、必要材料等について、相談させていただきます。



○ 病性検定依頼時に必要な材料 例（牛の場合）

検査	材料	検査方法等
ヨーネ病検査	血清	抗体検査（スクリーニング検査、自主検査含）
	糞便	遺伝子検査（リアルタイム PCR 法）
牛ウイルス性下痢検査	血清	遺伝子検査 抗体検査（ペア血清推奨）（6カ月齢未満は×）
	全血	遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫検査	血清	抗体検査（6カ月齢未満は×）
	全血	遺伝子検査、白血球数、白血球百分比
呼吸器病原因検索	鼻腔スワブ	ウイルス検査（遺伝子検査、分離等）
		細菌検査（培養検査等）
		マイコプラズマ検査（培養検査等）
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）
下痢原因検索	糞便	牛肺虫検査
		ウイルス検査
		細菌検査（サルモネラ検査含）
流産原因検索	胎子、胎盤、母牛血清	内部寄生虫検査（コクシジウム等）
		各種ウイルス、細菌検査、病理検査、抗体検査等

〔採材時補足〕

糞便採材時：ピンポン球大（一握り）以上の量を採材願います。サルモネラ検査時等、スワブで糞便を採材する際には、しっかりと糞便を付着させて下さい。



糞便は一握り以上採材

鼻腔スワブ採材時：3本以上のスワブを採材し、鼻汁が充分に付着した状態にして下さい。



鼻腔スワブは3本1セット

血清採材時：可能であれば遠心し、場合により血清のみ別容器に移して下さい（溶血防止）

流産原因検索について：胎子の他、胎盤の搬入もお願いします。



8 着任・復帰挨拶

●所長 奥村利盛（おくむら としなり）



4月1日付けで十勝家畜保健衛生所から異動してまいりました奥村です。石狩家畜保健衛生所での勤務は初めてとなります。

皆様もご承知のとおり、4月16日に白老町と網走市で、4月26日には釧路市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、防疫措置を講じたところでした。ご案内のとおり、高病原性鳥インフルエンザをはじめ、アフリカ豚熱や口蹄疫といった海外悪性伝染病が周辺諸国で継続して確認されており、畜産現場では、飼養衛生管理基準の遵守と異常家畜・家さんの速やかな届出、発生時の迅速かつ的確な防疫対応が重要となっています。

当所といたしましては、管内の飼養衛生管理基準の遵守の高位平準化と万が一の海外悪性伝染病の発生に備えて防疫体制、対応の強化を図るとともに、畜産物の安全性の確保と生産性の向上のため事業を推進していく所存であり、管内の関係者の皆様にはご協力とご指導のほどよろしくお願いいたします。

●次長 信本聖子（のぶもと きよこ）

道庁農政部より次長に着任しました信本です。平成10年に入庁し、これまで釧路、十勝、胆振、日高、空知、道庁を在任して、石狩は7カ所目となります。初めての勤務地ですが、これまでの経験を生かし、家畜衛生の面から石狩地域の畜産振興に貢献する所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●病性鑑定課長 吉田美葉（よしだ みよう）

病性鑑定課長として十勝家保から着任しました吉田と申します。十勝家保では病性鑑定課でウイルス担当をしておりましたが、課長という職につくのははじめてです。飼養している家畜に病気が発生した場合、農場では不安なことがたくさんあると思います。すばやく原因究明を行うよう努めてまいりますので、ぜひご相談ください。不慣れな点があり皆様にはご迷惑をかけることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

●主査（動物薬事・安全） 坂梨裕（さかなし ゆたか）



再任用職員として勤務することとなりました坂梨です。主査（動物薬事・安全）という重要な立場をまかされ緊張しています。不慣れなため手探り状態がしばらく続きますが、ご迷惑がかからないようにしたいと思いますので、よろしくお願い致します。



●専門員 上垣華穂（うえがき かほ）



この4月に十勝家保から参りました上垣と申します。石狩家保での勤務は初めてで、病性鑑定課は、十勝家保以来1年振りとなります。管内の家畜衛生に少しでも寄与できるよう、精一杯努力しますので、ご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

●専門員 大河原彩子（おおかわら あやこ）

空知家畜保健衛生所より異動してまいりました、大河原と申します。病性鑑定課で主にウイルス検査を担当いたします。検査を通じ家畜衛生にお役に立てるよう頑張る所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●指導専門員 木川理（きかわ あや）

4月中旬に約1年半の産休・育休から復帰しました木川です。お休み前と同じく予防事業業務を担当します。長い間お休みをいただいた分、また精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。



専門員
大河原 彩子

専門員
上垣 華穂

次長
信本 聖子


所長
奥村 利盛

病性鑑定課長
吉田美葉



9 職員配置図 緊急連絡先

◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所		〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地			
TEL: 011-851-4779		FAX: 011-851-4780			
夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（石狩振興局 代表）					
※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。					
電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp					
所長	奥村 利盛				
次長	信本 聖子				
指導課長	伊藤 史恵	予防課長	川島 悠登	病性鑑定課長	吉田 美葉
主査（動物薬事・安全）	坂梨 裕	主査（危機管理）	榊原 伸一	主査（病性鑑定）	末永 敬徳
専門員	大久保 春菜	指導専門員	木川 理	指導専門員	齊藤 真里子
		専門員	阿部 知行	専門員	上垣 華穂
		専門員	中谷 敦子	専門員	大河原 彩子
ホームページでも情報を発信しています：「 石狩家畜 」で検索！ https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html					

転入者		(旧所属)
所長	奥村 利盛	十勝家保
次長	信本 聖子	畜産振興課
病性鑑定課長	吉田 美葉	十勝家保
主査（動物薬事・安全）	坂梨 裕	空知家保
専門員	上垣 華穂	十勝家保
専門員	大河原 彩子	空知家保

転出者		(新所属)
所長	小田 茂樹	畜産振興課
次長	小岸 憲正	檜山家保
病性鑑定課長	尾宇江 康啓	留萌家保
主査（動物薬事・安全）	枝松 弘樹	上川家保
専門員	羽田 浩昭	日高家保

大変お世話になりました。

所内異動		(旧所属)
指導課	大久保 春菜	予防課
予防課	中谷 敦子	指導課

退職者	
専門員	和田 好洋

北海道では家畜保健衛生所で活躍する獣医師を
通年募集しています！

採用に関する詳細は HP に掲載されています。
二次元コードからアクセスできます。

